

現況届出書の提出について

横浜市では、給付認定を受けている方に毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認するために、「現況届出書」と証明書類の提出を求めています。（この確認を「現況確認」といいます。）

現況届出書および必要な書類の提出がない場合、給付認定が取り消されることがありますので、必ずご提出ください。

なお、現況確認によって給付認定の変更が行われる場合、変更適用日は9月1日となります。8月までの間に給付認定や利用料を変更する必要がある場合（就労状況の変化、育児休業の取得、世帯の状況に変化があった等）は、別途、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ認定変更申請を行ってください。（現況確認の結果、給付認定の内容に変更がない場合は、結果の通知をお送りいたしません。）

1 すべての方にご提出いただく書類

- (1) 現況届出書
- (2) 宛先ご記入のお願い
- (3) 保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者ごとに必要となります。

保育を必要とする事由	必要な提出書類
就労 ※月 64 時間以上就労の方	就労証明書 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明書をご提出ください。 ※ 育児休業中の方が復職を前提とした申請をし、4月入所をした方の場合、復職日の記載のある就労証明書をご提出ください。
育休中の利用継続	就労証明書 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明書をご提出ください。
病気・けが	診断書等 医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたものをご提出ください。
障害	なし ※横浜市で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、後日ご連絡の上、障害者手帳等のコピーをご提出いただく場合があります。
介護 ※①または②のいずれかをご提出ください。	①診断書 または 介護保険被保険者証のコピー 及び タイムスケジュール ②きょうだい児の 通園・通学証明書 及び タイムスケジュール
通学	在学証明書 及び在学期間・時間割 の分かる資料
出産予定	母子健康手帳のコピー ・表紙及び分娩（出産）予定日が確認できる部分（P. 4）をご提出ください。 ・産休中及び産休取得予定の方は就労証明書も併せてご提出ください。
求職中	なし ※認定期間は3か月となります。

2 該当の方のみご提出いただく書類 ※保育所等を利用中の方のみ

2023 年中に 海外勤務又は居住期間 がある方	海外収入申告書及び 2023 年中の国内外問わず所得額・控除額等がわかる書類 例) 会社からの給与支払証明書等
--------------------------------	---

3 提出先・期限

同封されている返信用封筒で、返送してください。**【提出締切：2024年5月20日（月）】※必着**
※返信用封筒を紛失された場合は、以下の宛先へ郵送してください。

〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 行

4 その他

- ・横浜市外に転出した方、提出締切日までに給付認定が満了する方、提出締切日までに給付認定を取り消す予定の方は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にご連絡ください。
- ・提出された書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。
- ・特に、現況届出書提出の前後のタイミングに認定事由等を変更する場合や、きょうだい児の新規申請や転園申請(保育所等)を行う場合は、別途、就労証明書をはじめとした「**保育を必要とすることを証明する書類**」の提出をお願いしておりますので、ご予約がある場合は必ずコピー等を取るようになしてください。
- ・ご提出いただいた各書類の必要な項目に記載がなかった際には、再度提出を求める場合がございます。皆様に再度提出のお手間が発生してしまいますので、最初の提出時に、記入漏れがないか等ご確認いただいてからご提出ください。
- ・2022年度より児童手当の現況確認は原則提出が不要となりましたが、保育を必要としている状況を確認するためのこちらの現況確認は、提出が必要となりますので、提出忘れのないようお願いいたします。
- ・本年度より、認可外保育施設等にお通いの児童の現況確認は、オンラインで実施しております。ごきょうだいが給付認定を受けて認可外保育施設等にお通いの場合には、申請の方法等異なりますのでご確認ください。
- ・本書類や現況確認事務において、英語版資料をご確認したい方は、以下の二次元コードより英語版ページ・資料をご確認ください。
- ・ Please read 2D code if you want to see guides in multipul languages and easy Japanese

